

# 青森県報

号外第五十五号

平成十七年  
五月十八日  
(水曜日)

## 目 次

### 人事委員会

人事委員会規則六 一五(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則	(職員課) … 一
人事委員会規則六 一八(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則	(同) … 一
人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則	(同) … 一
人事委員会規則七 一七二(退職手当の支給の一時差止処分に關する規則)等の一部を改正する規則	(同) … 二
平成十七年度青森県職員採用上級試験公告	(同) … 三
平成十七年度青森県警察官採用試験(警察官A)公告	(同) … 六

## 人事委員会

人事委員会規則六 一五(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月十八日

青森県人事委員会委員長 原 田 和 夫

人事委員会規則六 一五(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則六 一五(職員の任用に関する規則)の一部を次のように改正する。  
第四十三条第四項第一号アからウまでを次のように改める。

- ア 筆記試験のうち専門試験の実施
- イ 面接試験及び実地試験の評定基準の決定、実施並びに合否の決定
- ウ 身体検査、体力検査及び身上調査の合否の判定基準の決定、実施並びに合否の決定

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則六 一八(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月十八日

青森県人事委員会委員長 原 田 和 夫

人事委員会規則六 一八(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則

人事委員会規則六 一八(公益法人等への職員の派遣等)の一部を次のように改正する。

別表中「**社団法人青森県観光連盟**」を「**社団法人青森県観光連盟 財団法人青森県体育協会**」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月十八日

青森県人事委員会委員長 原 田 和 夫

人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第三第一項第五号中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に(2)として次のように加える。

(2) 国立看護大学校看護学部卒業

別表第三第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
-------------	--------------------------

別表第五の表中

修士課程修了	一 八年	(+)	二 年	(+)	四 年	(+)	六 年	(+)	九 年
修士課程修了	一 八年	(+)	二 年	(+)	四 年	(+)	六 年	(+)	九 年
専門職学位課程修了	一 八年	(+)	二 年	(+)	四 年	(+)	六 年	(+)	九 年

改める。

別表第六の教育職給料表(一)初任給基準表の表中

「修士課程修了」を「修士課程修了」に改める。

「専門職学位課程修了」を「専門職学位課程修了」に改める。

別表第六の教育職給料表(二)初任給基準表の表中

「修士課程修了」を「修士課程修了」に改める。

「専門職学位課程修了」を「専門職学位課程修了」に改める。

別表第六の教育職給料表(三)初任給基準表の表中

「修士課程修了」を「修士課程修了」に改める。

「専門職学位課程修了」を「専門職学位課程修了」に改める。

別表第六の研究職給料表初任給基準表の表中

「修士課程修了」を「修士課程修了」に改め、同表の備考中「修士課程修了」を「専門職学位課程修了」に改め、同表の備考中「修士課程修了」を「専門職学位課程修了」に改める。

「学六卒」を「修士課程修了専門職学位課程修了大学六卒」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 一七二（退職手当の支給の一時差止処分に関する規則）等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月十八日

青森県人事委員会委員長 原 田 和 夫

人事委員会規則七 一七二（退職手当の支給の一時差止処分に関する規則）等の一部を改正する規則

（人事委員会規則七 一七二（退職手当の支給の一時差止処分に関する規則）の一部を改正する規則）

第一条 人事委員会規則七 一七二（退職手当の支給の一時差止処分に関する規則）の一部を次のように改正する。

別記様式第一を次のように改める。

別記様式第一（第2条関係）

退職手当支給一時差止処分書

年 月 日

殿

（一時差止処分者）

印

職員の退職手当に関する条例第12条の2第1項の規定に基づき、一般の退職手当等の支給を一時差止止める。

なお、この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に対し不服申立てをすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として（被告を代表する者は知事）

提起することができる（なお、この処分書を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その決定の送達を受けた日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

備考：なお書き中空白の部分には、処分の取消しの申立てをすべき行政庁の名称を記載する。

（人事委員会規則七 一七六（退職手当の返納に関する規則）の1語を改正する規則）

第1条 人事委員会規則七 一七六（退職手当の返納に関する規則）の1語を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

退職手当返納命令書

年 月 日

殿

(返納命令者)

印

職員の退職手当に関する条例第12条の3第1項の規定に基づき、既に支給した退職手当のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分に不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に対し不服申立てをすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として（被告を代表する者は知事）提起することができる（なお、この命令書を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌

日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その決定の送達を受けた日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

算出根拠	既に支給した一般の退職手当等の額	円
	職員の退職手当に関する条例第12条の3第1項第1号の規定により控除される額	円
	返 納 額 ( )	円

(記事)

記

青森県 県民生活部 生涯学習課

平成17年度青森県職員採用上級試験公告

平成17年度青森県職員採用上級試験を次のとおり実施するので、人事委員会規則615（職員の任用に関する規則）第10条の規定により公告する。

平成17年5月18日

青森県人事委員会委員長 原 田 和 夫

1 試験の種類及び程度

- (1) 種類 職員採用上級試験
- (2) 程度 大学卒業程度

2 試験職種、採用予定人員及び職務の内容

## (1) 試験職種及び採用予定人員

試験職種	採用予定人員	試験職種	採用予定人員
行政	8人程度	総合土木	1人程度
化学	2人程度	建築	2人程度
農学	1人程度	電気	1人程度

## (2) 職務の内容

「行政」については、知事部局及び警察本部等の本庁又は出先機関において一般行政事務に従事する。

「建築」については、知事部局及び警察本部等の本庁又は出先機関において専門的技術的業務に従事する。

「電気」については、警察本部（刑事部科学捜査研究所）において専門的技術的業務に従事する。

その他の職種については、知事部局の本庁又は出先機関において専門的技術的業務に従事する。

## 3 受験資格

## (1) 次のいずれかに該当する者で、活字印刷文による出題に対応できる者

ア 昭和51年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者

イ 昭和59年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は平成18年3月31日までに大学を卒業する見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）

## (2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

日本の国籍を有しない者

地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者

- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過

しない者

- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 4 試験の日時、場所及び合格発表

試験	試験日 (開始時刻)	場 所		合 格 発 表	
		試験地	試験会場	発表日	発表方法
第1次試験	6月26日(日) (午前9時)	青森市	青森県立青森商業高等学校 青森県立青森東高等学校	7月8日 (予定)	合格者に書面で通知するほか、合格者の受験番号を青森県庁及び県内各県税事務所等の掲示板に掲示する。また、ホームページ上にも合格者の受験番号を掲示する。(http://www.pref.aomori.jp/jinji-i/saiyou.html)
		東京都	明治大学リパティタワー		
第2次試験	7月下旬	青森市	青森県庁舎西棟	8月中旬	

## 5 試験の方法及び内容

試験	方法	内 容	
第1次試験	教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の五枝択一式による筆記試験を行う。(50題、2時間30分)	解答は、マークシート方式により行う。
	専門試験	試験職種ごとに、それぞれの専門的知識及び能力について、大学卒業程度の五枝択一式による筆記試験を行う。なお、問題は下記「10 専門試験出題分野」の中から出題する。(40題、2時間)	
第2次試験	論文試験	職務の遂行に必要な識見、判断力、思考力等について記述試験を行う。	
	面接試験	主として人物について、集団面接及び個別面接により試験を行う。	

試験	適性検査	公務員としての適性について、性格検査法による検査を行う。
	身体検査	身体検査書に基づき、職務の遂行に必要な健康度について検査を行う。

6 受験の手続及び受付期間

(1) 受験の手続

受験申込用紙の入手方法	直接請求する場合	青森県人事委員会事務局、県庁正面受付、県内各県税事務所、西北地方農林水産事務所（鯉ヶ沢庁舎）、青森県東京事務所、本県の各県外情報センター及び県内各警察署で配布する。
	郵送で請求する場合	封筒の表に「上級試験案内請求」と朱書し、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角2号）を同封のうえ、当人事委員会事務局に請求すること。
	ダウンロードする場合	ホームページから受験申込書をダウンロードすること。
受験申込方法	直接持参する場合	受験申込書に必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼り、受験票には住所・氏名を明記のうえ50円切手を貼って当人事委員会事務局に提出すること。
	郵送する場合	封筒の表に「上級試験申込」と朱書し、簡易書留又は配達記録で当人事委員会事務局に送付すること。受験申込書に必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼り、受験票には住所・氏名を明記のうえ50円切手を貼ること。受験申込書及び受験票は、折らずに郵送すること。
受験票の交付	受験票は、受験申込書の持参・郵送を問わず6月10日（金）に発送する。なお、受験票が6月17日（金）までに返送されない場合は、速やかに当人事委員会事務局に連絡すること。	

(2) 受付期間

5月18日（水）から6月6日（月）まで

（ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。）

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

郵送の場合は、6月6日までの消印のあるものに限り受け付ける。

申込受付期間終了後の試験職種や試験地などの変更は認めない。

7 採用候補者名簿の作成及び採用の方法

(1) 採用候補者名簿の作成

この試験の最終合格者は、当人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載される。

(2) 採用の方法

採用者は、青森県知事等各任命権者からの請求に応じて成績順に提示される名簿の中から決定される。

採用の時期は平成18年4月1日以降となるが、本人が辞退しない限りほぼ全員が採用となっている。

採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年間である。

8 試験結果の開示

この採用試験の結果は、青森県個人情報保護条例（平成10年青森県条例第57号）第20条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

開示を希望する場合、受験者本人が受験票もしくは本人であることを証明する書類を持参のうえ、当人事委員会事務局へ直接請求すること。

受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は受け付けない。）

試験	開示請求可能な者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の順位及び総合得点	合格発表の日から1月間	青森県人事委員会事務局
第2次試験	第2次試験受験者	第2次試験の順位	合格発表の日から1月間	

9 初任給その他の給与

初任給は、170,700円程度（平成17年4月採用の大学新卒者の場合）であり、6月、12月に期末・勤勉手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。（平成17年度は給料月額2%が減額されている。）

10 専門試験出題分野

試験職種	出題分野
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学等
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学等

農 学	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、 土壌肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等
総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都 市計画、土木計画、農業水利、土地改良、農業造構等
建 築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建 築計画、都市計画、建築設備、建築施工等
電 気	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電 子工学、電力工学、通信工学等

平成17年度青森県警察官採用試験（警察官A）公告

平成17年度青森県警察官採用試験（警察官A）を次のとおり実施するので、人事委  
員会規則 6 15（職員の任用に関する規則）第10条の規定により公告する。

なお、当該試験の実施に当たって、青森県警察官採用試験（警察官A（男性 ））  
第1次試験については、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県及び警視庁と共同で行う  
ものとする。

平成17年 5月18日

青森県人事委員会委員長 原 田 和 夫

1 試験の種類及び程度

種 類	区 分	採用予定日	程 度
警察官採用試験 （警察官A） （以下「警察官A 試験」という。）	男性	平成17年10月 1日	大学卒業程度
	女性		
	男性	平成18年 4月 1日	
	男性 / 武道指導 （柔道）		
	男性 / 武道指導 （剣道）		
	女性		

語学 / 北京語
語学 / 韓国・朝 鮮語

2 採用予定人員及び職務の内容

(1) 採用予定人員

種 類	区 分	青森県	埼玉県	千葉県	神奈川県	静岡県	警視庁					
警察官A 試験	男性	40人程度										
	男性	31人程度						3人程度	5人程度	3人程度	3人程度	3人程度
	男性 / 武 道指導 （柔道）	1人程度										
	男性 / 武 道指導 （剣道）	1人程度										
	女性	2人程度										
	女性	2人程度										
	語学 / 北 京語	1人程度										
	語学 / 韓 国・朝鮮 語	1人程度										

（警察官A（男性 ）受験者は、上記都県の中から第2志望まで選択することがで  
きる。ただし、青森県を第2志望とすることはできない。）

(2) 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、  
交通の取締、その他公共の安全と秩序の維持に当たる。

3 受験資格

(1) 受験資格は区分により異なる。

種 類	区 分	受 験 資 格
警察官 A 試験	男性	昭和50年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は平成17年9月30日までに大学を卒業する見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）のうち平成17年10月1日の採用に応じられる者
	女性	
	男性	昭和51年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者又は平成18年3月31日までに大学を卒業する見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）のうち、次の試験区分を受験する場合には、上記の受験資格のほかに次の要件を満たす必要がある。 ① 警察官 A（男性／武道指導（柔道・剣道））を受験する場合 ア 柔道は、段位が3段以上で、全日本柔道連盟が主催又は共催する競技会に出場した経歴を有すること イ 剣道は、段位が3段以上で、全日本剣道連盟が主催又は共催する競技会に出場した経歴を有すること ② 警察官 A（語学／北京語、韓国・朝鮮語）を受験する場合 募集語学に堪能であること
	男性／武道指導（柔道）	
	男性／武道指導（剣道）	
	女性	
	語学／北京語	
語学／韓国・朝鮮語		

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

日本の国籍を有しない者

地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者

- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、場所及び合格発表

試 験	試 験 日 (開始時刻)	場 所		合 格 発 表	
		試験地	試験会場	発表日	発表方法
青 森 県	第1次 試験	青森市	青森県立青森商業高等学校 青森県立保健大学	7月22日 (予定)	合格者に書面で通知するほか、合格者を青森県庁、青森県警察本部及び県内各警察署等の掲示板に掲示する。また、ホームページ上にも合格者の受験番号を掲示する。 ( <a href="http://www.pref.aomori.jp/jinji-i/saiyou.html">http://www.pref.aomori.jp/jinji-i/saiyou.html</a> )
	第2次 試験		青森県警察本部 青森県警察学校		
青 森 県 以 外	第1次 試験	青森市	青森県立青森商業高等学校	8月上旬	
	第2次 試験		青森県立青森商業高等学校		

青森県以外の都県の合格発表日については、志望する都県によって異なるので、それぞれの都県に問い合わせること。

5 試験の方法及び内容

試 験	方 法	内 容
第 1 次 試 験	教 養 試 験	警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の五枝択一式による筆記試験を行う。 (50題、2時間30分) 解答は、マークシート方式により行う。
	専 門 試 験	募集語学についての必要な専門的知識及び能力等について、五枝択一式による筆記試験（警察官 A（語学／北京語、韓国・朝鮮語）のみ）を行う。（40題、2時間）
	実 技 試 験	武道（柔道・剣道）についての実技試験（警察官 A（男性／武道指導（柔道・剣道））のみ）を行う。
	論 文 試 験	職務の遂行に必要な識見、判断力、思考力等について記述試験を行う。
	面 接 試 験	警察官に適する人物かどうかについて、集団面接及び個別面接により試験を行う。 また、警察官 A（語学／北京語、韓国・朝鮮語）の

第 2 次 試 験	適性検査	受験者については、個別面接の際に、募集語学による会話能力試験を行う。		
	体力検査	持久力、瞬発力及び筋力について検査を行う。		
	身体検査 〔右の基準により、検査を行う。〕		男性 (青森県の場合)	女性
		身長	160cm以上であること。	150cm以上であること。
		体重	47kg以上であること。	
		胸囲	78cm以上であること。	
		視力	両眼とも視力が0.6以上であること又は矯正視力が1.0以上であること。	
		色覚	正常であること。	
		その他	職務の遂行に支障のない身体的状態であること。	
		上記項目のうち、視力については当日会場で検査し、その他の項目については医療機関等において検査した診断書の提出を求める。		
受験資格等の調査	受験申込書の記載事項の真偽等について調査する。			

警察官A（男性）試験の身体検査では、志望する都県によっては多少基準が異なるところがあるので、青森県警察本部警務教養課に問い合わせること。

## 6 受験の方法及び受付期間

### (1) 受験の手続

受験申込用紙の入手方法	直接請求する場合	青森県人事委員会事務局、青森県警察本部警務教養課、県内各警察署、県庁正面受付、県内各県税事務所、西北地方農林水産事務所（鱒ヶ沢庁舎）、青森県東京事務所及び本県の各県外情報センターで配布する。
	郵送で請求する場合	封筒の表に「警察官A試験案内請求」と朱書きし、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角2号）を同封のうえ、青森県人事委員会事務局又は青森県警察本部警務教養課

		のいずれかに請求すること。
	ダウンロードする場合	ホームページから受験申込用紙をダウンロードすること。
受験申込方法	直接持参する場合	受験申込書に必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼り、受験票には住所・氏名を明記のうえ50円切手を貼って青森県警察本部警務教養課に提出すること。
	郵送する場合	封筒の表に「警察官A試験申込」と朱書きし、簡易書留又は配達記録で青森県警察本部警務教養課に送付すること。受験申込書に必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼り、受験票には住所・氏名を明記のうえ50円切手を貼ること。 受験申込書及び受験票は、折らずに郵送すること。
受験票の交付		受験票は、受験申込書の持参・郵送を問わず発送する。なお、受験票が7月5日（火）までに返送されない場合は、速やかに青森県警察本部警務教養課まで連絡すること。

### (2) 受付期間

5月30日（月）から6月24日（金）まで

（ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。）

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

郵送による場合は、6月24日までの消印のあるものに限り受け付ける。

申込受付期間終了後の試験区分や志望順位などの変更は認めない。

## 7 採用候補者名簿の作成及び採用の方法

### (1) 採用候補者名簿の作成

この試験の最終合格者は、合格した都県の作成する採用候補者名簿に登載される。

### (2) 採用の方法及び時期

採用者は、各警察本部長又は警視總監からの請求に応じて成績順に提示される名簿の中から決定される。

採用の時期は警察官A（男性）及び警察官A（女性）は平成17年10月1日、警察官A（男性）、警察官A（男性/武道指導（柔道））、警察官A（男性/武道指導（剣道））、警察官A（女性）、警察官A（語学/北京語）及び警察官A（語学/韓国・朝鮮語）は平成18年4月1日以降となっているが、本人が辞退しない限りほぼ全員が採用となっている。

採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年間である。

(3) その他

採用後は巡査となり、初任教養を受けるため6か月間警察学校（全寮制）に入校する。

警察学校を卒業後は警察署の交番に配置され、その後、本人の適性等により、刑事係、交通係、機動隊、警察音楽隊、留置係などの業務に従事する。

8 試験結果の開示

青森県の採用試験の結果は、青森県個人情報保護条例（平成10年青森県条例第57号）第20条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

開示を希望する場合、受験者本人が受験票もしくは本人であることを証明する書類を持参のうえ、当人事委員会事務局へ直接請求すること。

受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は受け付けない。）

試験	開示請求可能な者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	青森県の第1次試験不合格者（青森県のみを志望した者）	第1次試験の順位及び総合得点	合格発表の日から1月間	青森県人事委員会事務局
	青森県の第1次試験不合格者（他都県を第2志望とした者）	第1次試験の順位及び総合得点	1月4日から1月間	
第2次試験	青森県の第2次試験受験者	第2次試験の順位	合格発表の日から1月間	

9 昇任、初任給その他の給与

(1) 昇任

本人の努力次第で上級の警察官に昇任できる。

(2) 初任給その他の給与

ア 青森県の場合（平成17年4月現在）

初 任 給	手 当 関 係	被 服
-------	---------	-----

185,900円	6月及び12月に期末・勤勉手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。	採用と同時に制服、制帽のほか、靴、ワイシャツ、ネクタイ、防寒衣等が支給される。
----------	--	---

上記のほか、定期昇給制度、共済年金制度、福利厚生制度等がある。

平成17年度は給料月額2%が減額されている。

イ 青森県以外の都県の給与等については、それぞれの都県に問い合わせること。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七 七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一 銭
--------------------------------------	--	----------------------------------